

## 付 録（多摩地域自治体アンケート結果）

付 録 (多摩地域自治体アンケート結果)

1. 多摩地域自治体アンケート

1-1. 調査概要

(1) 調査の目的

多摩地域の各市町村における都市農業の課題と活用に関する実態や意向を把握すること  
を目的にアンケートを実施した。アンケートの設計にあたっては、以下の点を重視した設  
問構成とした。

【重点の明確化】文献調査(各市町村の農業分野計画)では網羅的な把握にとどまるため、  
各市町村の課題認識や活用意向の重要度を把握する。(本調査研究で重点的に取り上げ  
るべき課題と活用方策のスコープを絞る)

【変化の把握】2017(平成29)年度にも同種のアンケートを実施していることを踏まえ、  
同調査から7年を経て、都市農業・農地に関する意向の変化を把握する。

【対応状況の把握】直近の大きな法制度変更(特定生産緑地への移行、地域計画の策定)  
に関する対応状況と課題を把握する。

(2) 調査の対象

多摩地域30市町村それぞれの、企画部局及び農業振興部局を対象とした。

(3) 調査の手法

電子ファイル調査票のメール配布・回収によるアンケート調査。

(4) 調査時期

2024(令和6)年8月9日(金)～9月18日(水)

(5) 調査項目

【企画部局向け調査票】

- 各政策分野での「農地・農業」を活かした施策の実施状況
- 「農地・農業」を活かした施策実施上の部局間連携・協働に関する困りごと

【農業振興部局向け調査票】

- 農業振興施策のうち、農業振興分野以外の政策分野と連携して実施している施策
- 「農地・農業」に関する困りごと
- 発揮・活用させたい農地・農業の多面的機能
- 広域的な農地利用の状況
- 農地法改正後の農地取得事例
- 特定生産緑地への移行面積及び移行比率
- 地域計画の策定に関する困りごと

(6) 回収率

| 多摩地域30市町村 | 発信数 | 回答数 | 回答率  |
|-----------|-----|-----|------|
| 企画部局      | 30  | 30  | 100% |
| 農業振興部局    | 30  | 30  | 100% |

1-2. 調査の結果

(1) 企画部局

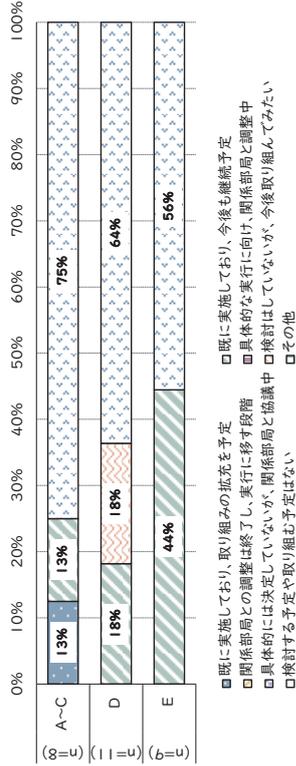
① 各政策分野における「農地・農業」を活かした施策の実施状況及び取組意向

1) 全体集計

「教育・子育て」分野において企画部局が「農地・農業」を活かした施策について実施  
段階にあると回答した割合(「既の実施しており、取組の拡充を予定」「すでに実施してお  
り、今後も継続予定」「関係部局との調整は終了し、実行に移す段階」の合計。以下同様。)  
は96%、「シテイブプロモーション・ブランディング」では80%と高い割合を示している。  
次いで、「景観保全、自然・生態系保全」が63%、「交通・物流」が60%、「環境」が57%、  
「防災・減災」が56%、「商工・観光」が50%となっている。

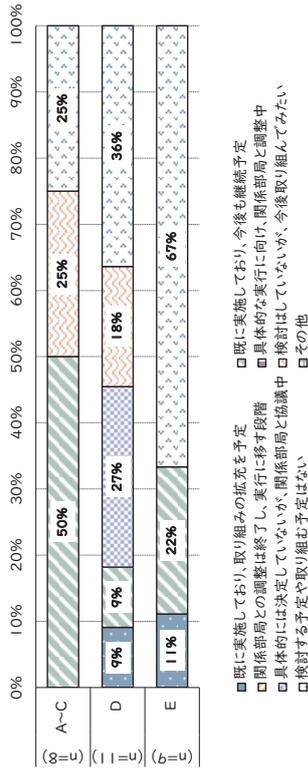
図表 70 は各地域における「農地・農業」活かした「都市基盤整備」(住宅、インフラ等)施策の実施状況及び取組意向である。実施段階にあると回答した自治体があったのはEグループのみであった。

図表 68 (グループ別)「農地・農業」を活かした「文化・芸術・スポーツ」施策の実施状況及び取組意向

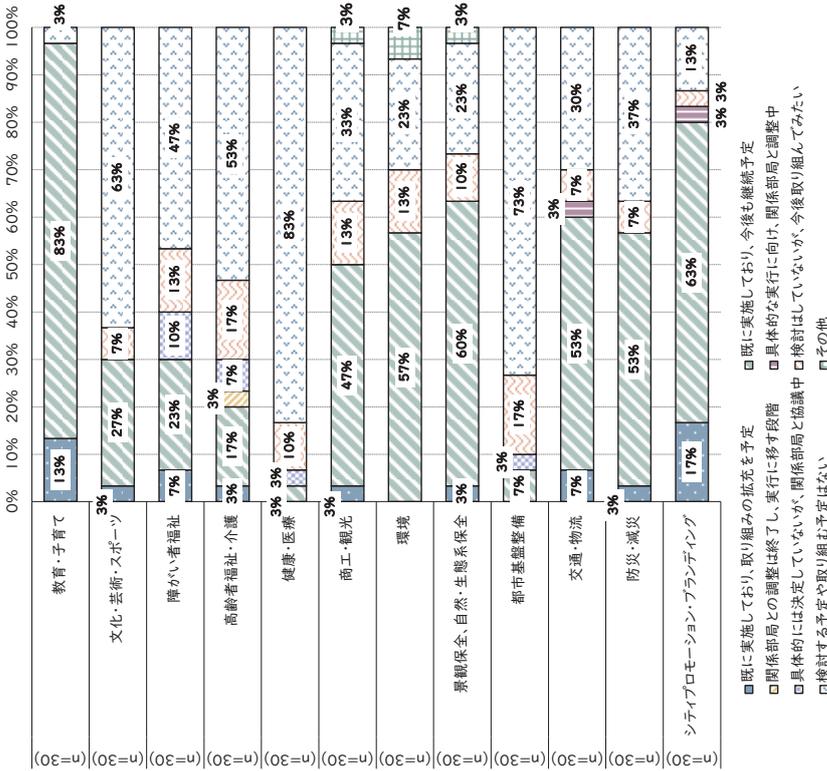


注釈 F グループは2自治体であることから傾向を把握することが難しいため、グループ別集計では報告していない。これ以降のグループ別集計でも同様である。

図表 69 (グループ別)「農地・農業」を活かした「障がい者福祉」施策の実施状況及び取組意向



図表 67 「農地・農業」を活かした施策の実施状況及び取組意向



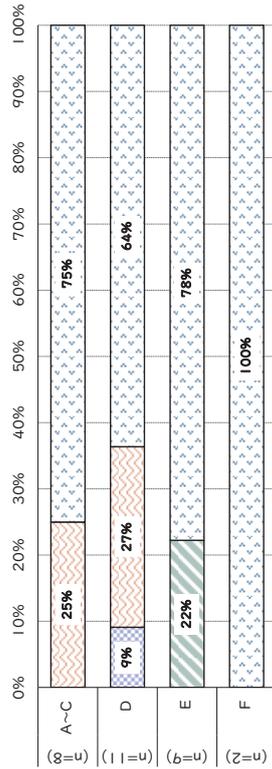
2) グループ別集計

A～C、D、Eグループ別に各分野の施策実施状況及び取組意向をみる。なおここでは、地域間で実施状況及び取組意向に差があった「文化・芸術・スポーツ」「障がい者福祉」「都市基盤整備」(住宅、インフラ等)について報告する。

図表 68 は「農地・農業」活かした「文化・芸術・スポーツ」施策の実施状況及び取組意向についてグループ別に集計したものである。「すでに実施しており、今後も継続予定」と回答した割合はEグループで44%と他の地域と比較して実施が進んでいると言える。

図表 69 は各グループの「障がい者福祉」の実施状況及び取組意向を示している。A～Cグループでは「既に実施しており、今後も継続予定」と回答した自治体が半数であり、また「検討はしていないが、今後取り組んでみたい」と回答した自治体も25%と、農業生産規模の大きい地域で取組意欲が高い様子がうかがえる。

図表 70 (グループ別) 「農地・農業」を活かした「都市基盤整備」施策の実施状況及び取組意向



既の実施済み  
 取組みの拡充を予定  
 関係部局との調整は終了し、実行に移す段階  
 具体的には決定していないが、関係部局と協議中  
 検討する予定や取組む予定はない  
 その他

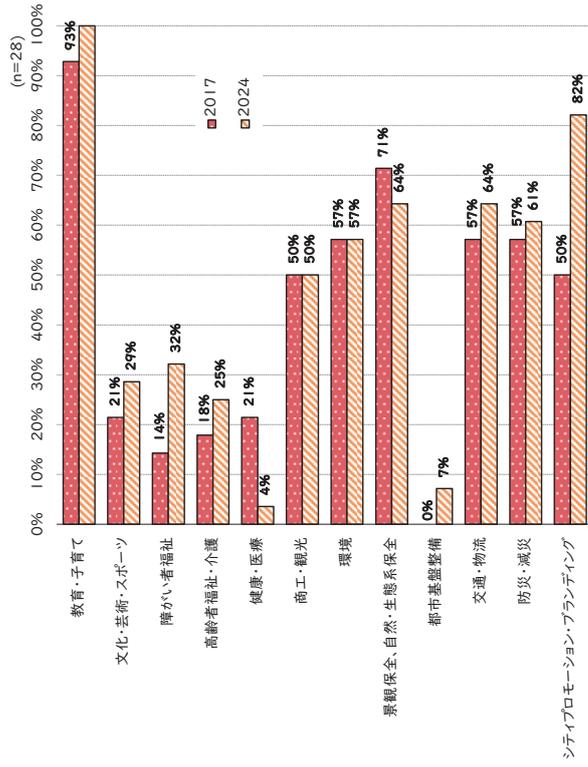
3) 2017 (平成 29) 年度の前回調査研究との比較

2017 (平成 29) 年度に実施した前回調査研究との比較を行った結果は図表 71 のとおりである。ここでは、各政策分野で施策の実施段階にある割合を、2017 (平成 29) 年度調査と 2024 (令和 6) 年度調査で比較している。

「シティアプロモーション・ブランディング」分野について実施段階にあると回答した自治体は 30pt 以上増加しており、「農地・農業」を活かした取組が広がっていることがうかがえる。また「障がい者福祉」分野についても 18pt 増加している。一方で、「健康・医療」分野のみ実施割合が減少している。

付録 (多摩地域自治体アンケート結果)

図表 71 (2017年との比較) 「農地・農業」を活かした施策のうち実施段階にあるもの



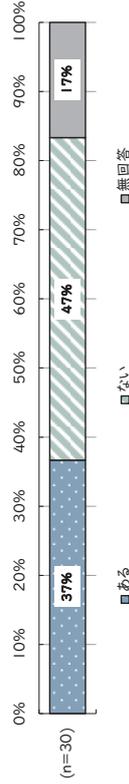
注釈) ただし 2017 年度調査は F グループを調査対象としていないため、2024 年度調査についても F グループを除いた 28 自治体を集計対象としている。これ以降の 2017 年度調査との比較においても同様である。

② 「農地・農業」を活かした政策の実施において、全庁的または複数部局の連携及び協働によって生じる困りごとの有無

1) 全体集計

「農地・農業」を活かした政策を実施するにあたって、全庁的または複数部局で連携及び協働する上での困りごとの有無について、「有」と答えた自治体は 36.7%と半数を下回った。

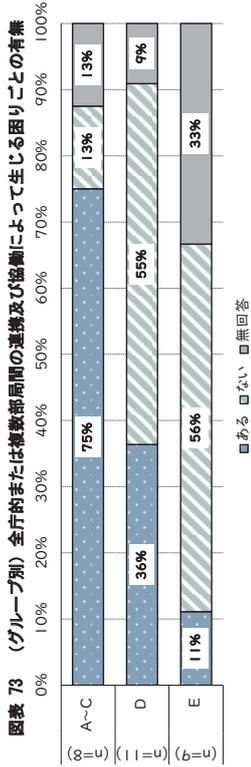
図表 72 全庁的または複数部局間の連携及び協働によって生じる困りごとの有無



2) グループ別集計

グループ別にみると、A~C グループでは「ある」と回答した自治体が 75%と過半を占め、

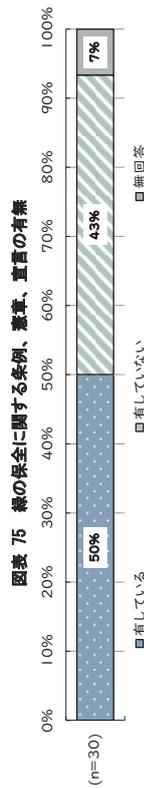
農業生産規模の大きい地域で課題感がある傾向がみられる。また困りごとの概要は図表 73のとおりである。複数部署間での意思決定や役割分担の難しさが挙げられた。



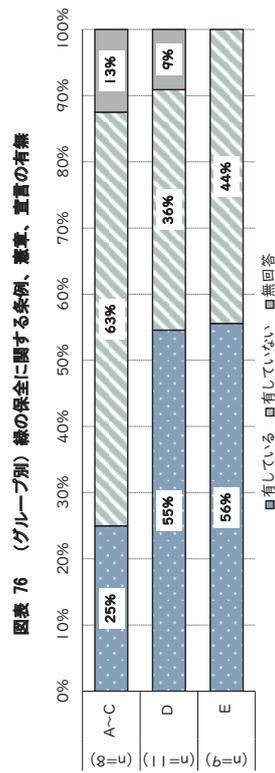
**図表 74 全庁的または複数部署間の連携及び協働によって生じる困りごとの概要**

|  |  |
|--|--|
| <p>A-Cグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの保全の観点での農地の機能は、而水浸透(流域治水)、都市防災向上(火災時延焼防止)、生物多様性における供給や文化的サービスなど多岐にわたるが、市として保全のコンセンサスはなく宅地化が進んでいる。保全の方法の一つに公有地化があるが、取得費用や管理費用の確保並びに、保全目的(農業振興、土地利用、環境保全)の整理が困難である。</li> <li>・(生じうる課題として)法を所掌する部署と農地の活用を図る部署間で方向性に関する共通理解がなければ、農地の利活用がうまく進まない恐れがある。また、役割分担等がスムーズに進まないケースがある。</li> <li>・農地の所有者の代替わり等によって意向が変わり、事業が継続できなくなる。内容の変更を余儀なくされる可能性がある。</li> <li>・活用に関する情報共有が図りにくい。</li> <li>・各部署でそれぞれの施策はあるものの、最終的に取りまとめることに対する各部署の考え方、まとめ方が曖昧なところもある。</li> <li>・組織が縦割りであるので、農業と福祉、医療など分野が全く異なると、連携の具体的なイメージが難しい。</li> <li>・農業者との調整も不可欠であること。</li> <li>・複数部署にまたがる調整の難しさや人員不足。</li> <li>・各課における実施事業について庁内の連携が難しい部分がある。</li> <li>・生産緑地法に個人情報の目的外利用規定がないため、庁内で所有者情報の照会(課税、相続情報など)ができないなど、制度の不備を感じる。農業委員会と生産緑地事務が別々の部署が所管しているため、情報共有や、農業者への案内不足など問題が生じる場面があるため、農業・農地(生産緑地も含め)を一元的に管理する部署が必要。</li> <li>・実施にあたっての連携体制の構築が課題となる。</li> </ul> | <p>Dグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が農地を所有又は貸借することは、財政的な負担(人件費含む)が大きいため現実的ではないと考えられる。一方で農業と他分野との連携を検討する際には、その継続性が重要となるが、全面市街化区域となっている当市では、相続等々農地が売却される傾向があるため、他分野と「農業」が連携した施策が展開しづらい。</li> <li>・民有地を活用して農地を生かした施策を検討することとなるため、相続の発生等に起因する土地の返還要求など、事業の継続性に乏しい側面がある。</li> <li>・複数部署の連携の際、協議等に時間がかかることがあります。</li> <li>・農地の取得や、施設整備に係るコスト、また、事業実施後のランニングコストも課題。</li> <li>・「農地・農業」を活かした施策を実施できるのは、近くに農地がある保育園に限られるなど、立地の制約を受けやすい。</li> <li>・近くに農地がある保育園では、地産野菜を購入して給食の材料に使用したり、園児の集まり体験に利用しているが、近くに農地がない保育園は、そういった取り組みを実施することが難しい状況である。</li> <li>・市内の存在する農地はほぼ市街化地域であることから、農地面積が減少し、農地・農業を活かした施策の展開が難しい。</li> </ul> |
| <p>Eグループ</p>   |  |

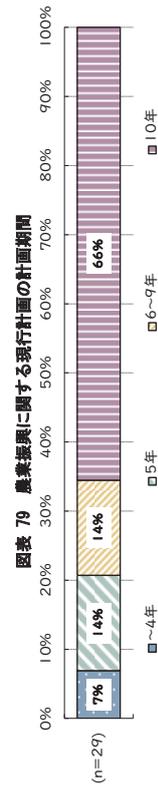
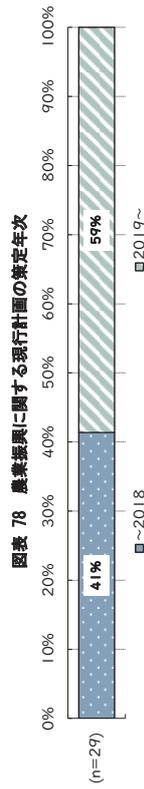
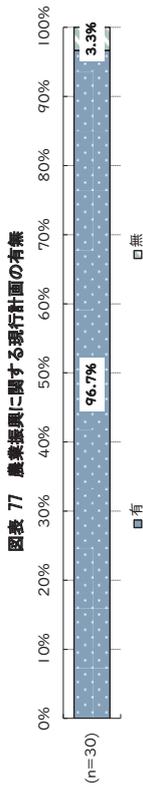
- ③ 緑（農業を含む）の保全に関する条例、憲章、宣言の有無
- 1) 全体集計
- 緑（農業を含む）の保全に関する条例、憲章、宣言の有無に関して、「有」と回答した自治体は半数である。



- 2) グループ別集計
- グループ別にみると、DグループとEグループでは「有」と答えた自治体が過半を占めており、市街化区域面積割合の高い地域で緑の保全に対する意識が高いことがうかがえる。

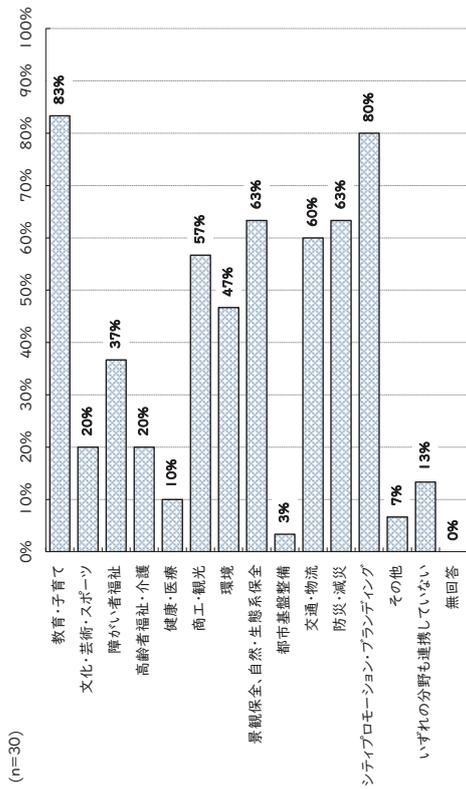


- (2) 農業振興部局
- ① 農業振興に関する現行計画の有無及び策定年次・計画期間
- 図表 77 に示すように農業振興に関する現行計画に関しては、96.7%の自治体が「有」と回答している。
- 策定年次は図表 78 のとおりである。近年の法改正（2017（平成29）年の生産緑地法改正、2018（平成30）年都市農地貸借円滑化法制定等）以後に計画策定された自治体が半数以上を占める。
- 図表 79 は農業振興に関する現行計画の計画期間を示している。計画期間は10年と回答した自治体が過半を占める。



- ② 現行計画に位置付けられた農業振興施策のうち、農業振興分野以外の政策分野と連携して実施している施策
- 1) 全体集計
- 農業振興施策において連携している他の政策分野としては、「教育・子育て」分野が83%、「シニアプロモーション・ブランディング」分野が80%と高い割合を示しており、「観光」「景観保全、自然・生態系保全」「交通・物流」「防災・減災」の分野も50%以上の割合となっている。

図表 80 農業振興施策において他政策分野と連携する施策



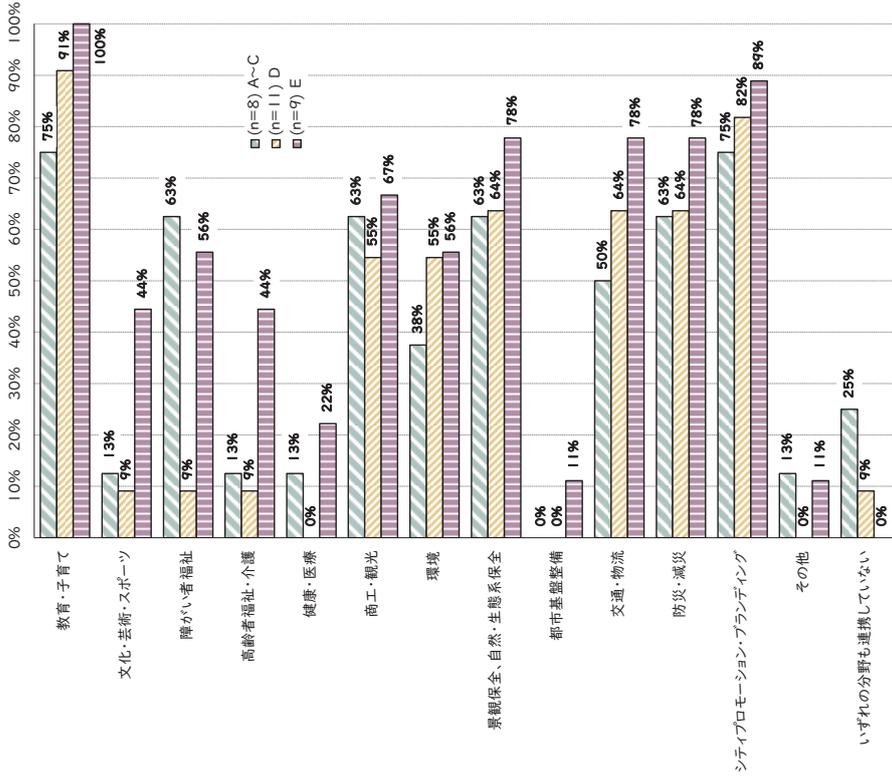
(n=30)

## 2) グループ別集計

グループ別にみると、「教育・子育て」「商工・観光」「シティプロモーション・ブランディング」「景観保全、自然・生態系保全」「交通・物流」「防災・減災」分野はいずれのグループでも積極的に取り組まれており、大きな差はみられない。

一方で「文化・芸術・スポーツ」と「高齢者福祉・介護」分野はEグループで、「障がい者福祉」「健康・医療」分野はA~CグループとEグループで連携していると回答した割合が高くなっている。またEグループはいずれの分野でも連携している割合が高く、他政策分野との連携に積極的である様子がうかがえる。

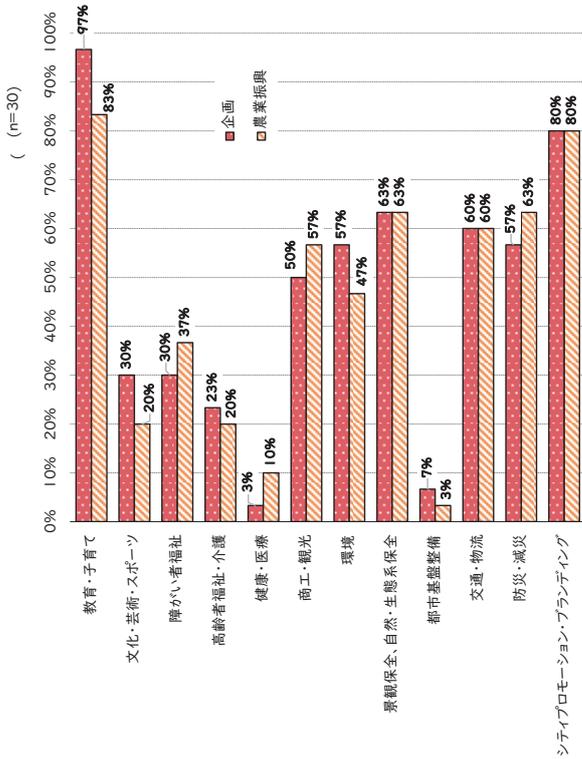
図表 81 (グループ別) 農業振興施策において他政策分野と連携する施策



## 3) 企画部局との比較

図表 82 は、図表 80 で示した各政策分野について農業振興部局が連携していると回答した割合と、図表 67 で示した各政策分野について企画部局が実施段階にあると回答した割合を比較したものである。部局間で連携に関して大きな認識の差はみられない。

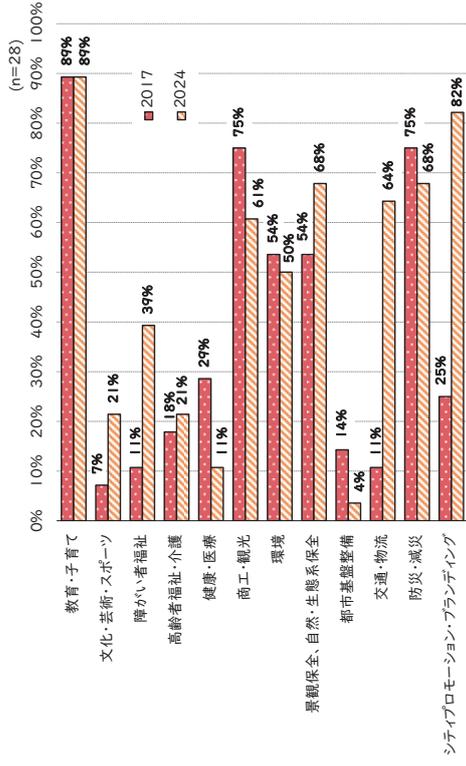
図表 82 (企画部局との比較) 連携している政策分野



4) 2017 (平成 29) 年度調査との比較

2017 (平成 29) 年度に実施した前回調査研究との比較を行った結果は図表 83 のとおりである。「障がい者福祉」「シニアプロモーション・ブランディング」分野について連携が増加している一方で、「健康・医療」分野で連携が減少している点は、企画部局と同様の傾向であると言える。また農業振興部局では「交通・物流」分野で連携していると回答した自治体が大きく増加している。

図表 83 (2017年との比較) 農業振興施策において他政策分野と連携する施策



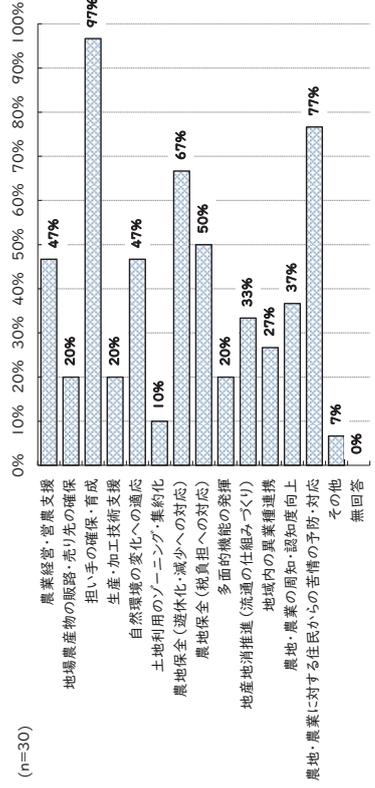
③ 「農地・農業」に関する困りごと

1) 全体集計

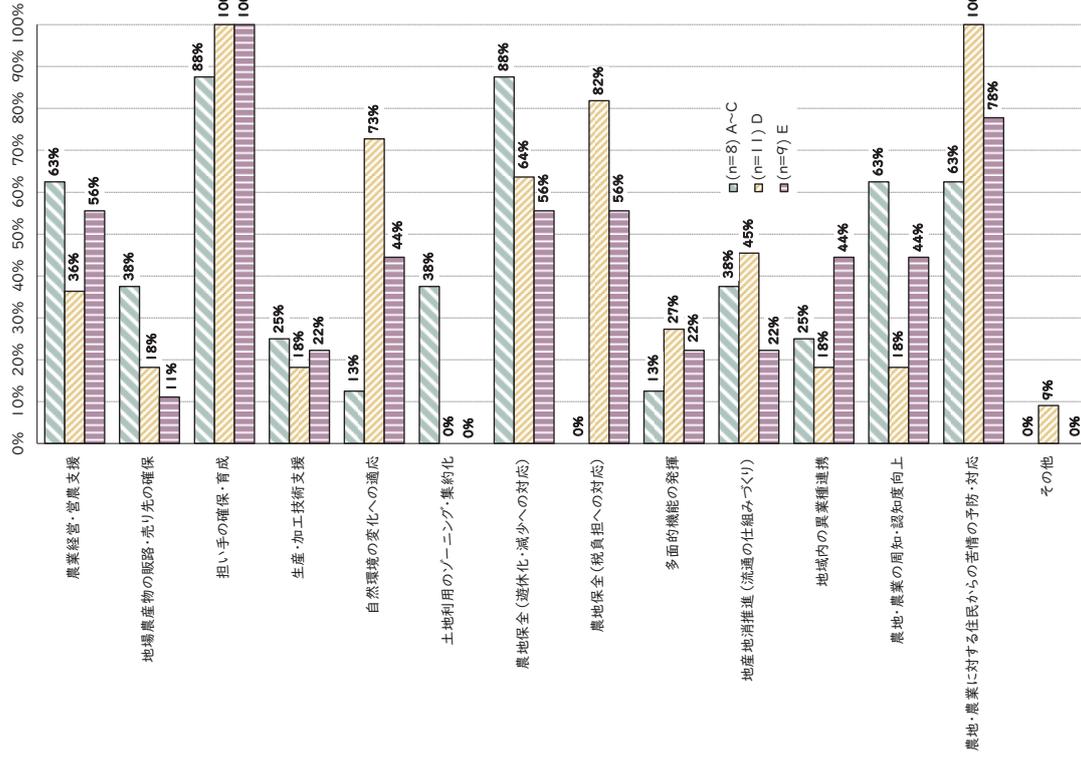
「農地・農業」に関する困りごとについては図表 84 にあるように、「担い手の確保・育成」「農地保全(遊休化・減少への対応)」「農地・農業に対する住民からの苦情の予防・対応」と回答した自治体が多い。

また図表 85 にあるように、特に重要な困りごとについても同様に「担い手の確保・育成」「農地保全(遊休化・減少への対応)」「農地・農業に対する住民からの苦情の予防・対応」を回答する自治体が多い。

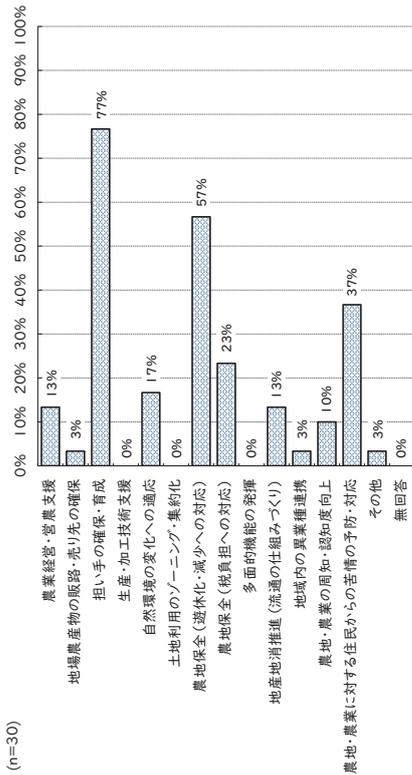
図表 84 「農地・農業」に関する困りごと



図表 86 (グループ別) 「農地・農業」に関する困りごと



図表 85 「農地・農業」に関する時に重要な困りごと



2) グループ別集計

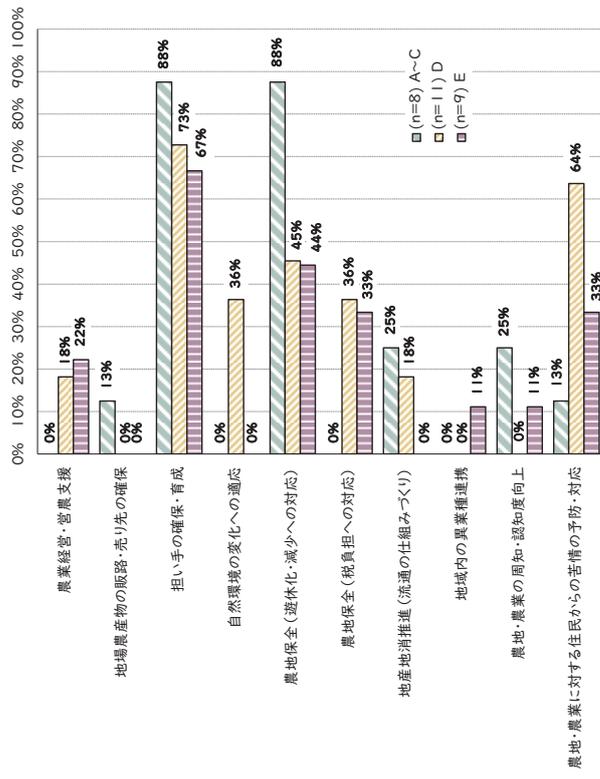
「農地・農業」に関する困りごとをグループ別に集計したものが図表 86、「農地・農業」に関する時に重要な困りごとをグループ別に集計したものが図表 87 である。

「担い手の確保・育成」はいずれのグループにおいても困りごととして回答された割合が高く、DグループとEグループでは100%となっている。

またいずれのグループにおいても「担い手の確保・育成」を特に重要な困りごととして回答した割合が50%以上となっており、多摩地域全体で担い手に関する課題感がある様子が見えてくる。

一方で「農地保全(遊休化・減少への対応)」は農業生産規模の大きいA~Cグループで、「農地保全(税負担への対応)」は生産緑地割合の高いDグループとEグループで、「自然環境変化への対応」「農地・農業に対する住民からの苦情の予防・対応」はDグループで高い傾向があり、グループの特性によって課題認識が異なることが分かる。

図表 87 (グループ別) 「農地・農業」に関する特に重要な困りごと

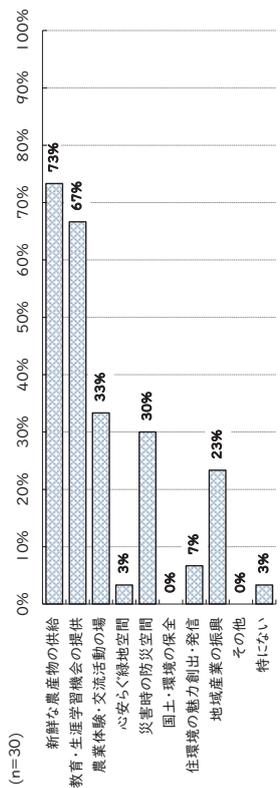


④ 農業振興や各種政策課題の解決に向けて、特に発揮・活用させていきたい「農地・農業」の多面的機能

1) 全体集計

特に発揮・活用させたい多面的機能については「新鮮な農産物の供給」「教育・生涯学習機会の提供」と答えた自治体が多い。また「農業体験・交流の場」「災害時の防災空間」「地域産業の振興」への活用意向も確認できる。

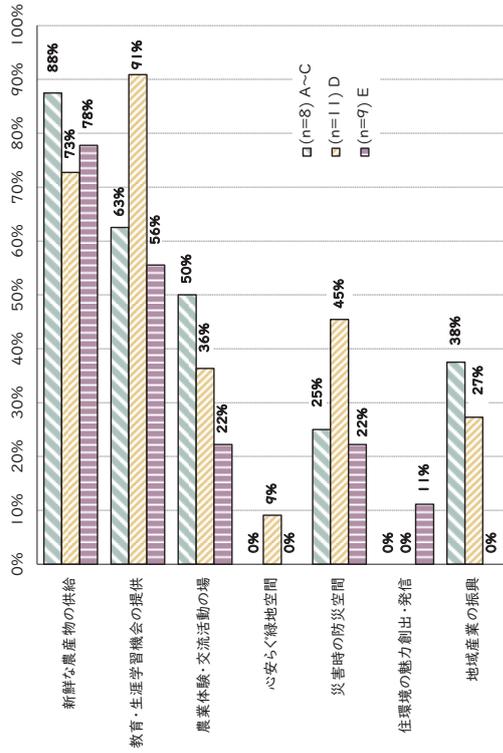
図表 88 特に発揮・活用させたい多面的機能



2) グループ別集計

「新鮮な農産物の供給」「教育・生涯学習機会の提供」と回答した自治体はいずれのグループでも過半を占める。また「教育・生涯学習機会の提供」「災害時の防災空間」はDグループの回答割合が高い。

図表 89 (グループ別) 特に発揮・活用させたい多面的機能

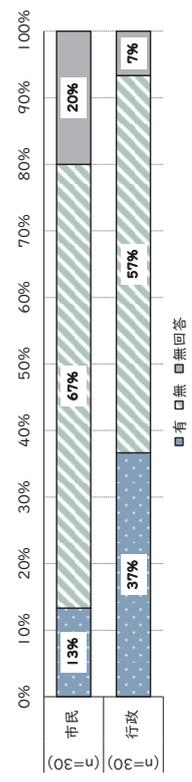


⑤ 農地の多面的機能が失われたことによる生じている市民や行政の困りごとの有無

1) 全体集計

農地の多面的機能が失われたことによる生じている困りごとに関しては、市民の困りごとについて「有」と答えた自治体が13%、行政の困りごとについて「有」と回答した自治体が37%と、行政の困りごとの方が多く認識されていることが分かる。市民の困りごととしては農及び緑の景観が失われること等が挙げられ、行政の困りごととしては防災機能の低下や農業体験の場の減少等が挙げられた。

図表 90 農地の多面的機能が失われたことによる困りごとの有無



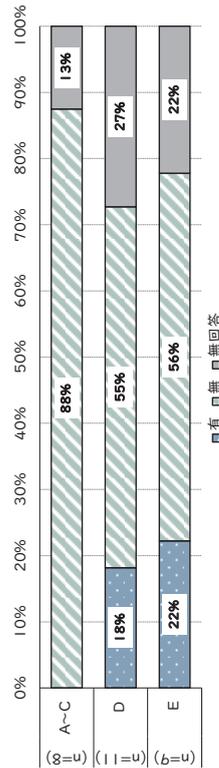
図表 01 農地の多面的機能が失われたことによる困りごとの概要

|       | 市民  | 行政   |
|-------|---|--|
| Dグループ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政世論調査の結果では7割以上の市民が身近な地域の農地を残して欲しいと感じている。また、市民の農地農業に対する期待は農産物の供給にとどまらず産業、環境、景観、教育、伝統・文化など多岐にわたるが、こうした機能が益々低下していく。</li> <li>・農地が無くなくなることで、新鮮な農産物の供給の場が失われるほか、環境保全・景観形成といった点で街の魅力が下がる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な地域産業の一つである農業の経営基盤が弱体化するとともに、上記の市民の期待に応えられない。</li> <li>・市が土地所有者から賃借して開設している市民農園において、相続等により土地の返還をしなければならなくなった際、代替地を探すことに苦慮している。</li> <li>・災害時の防災機能が低下する。</li> <li>・農地と住居が混在して、住居が農地に近くなったことから、通常農作業に関する音や匂いに関することなどの苦情や砂ぼこり等の自然現象に対する苦情が増えている。</li> <li>・農地と宅地の境が近いため、端境期の土埃等の苦情がある。</li> </ul> |
| Eグループ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地が住宅になってしまえば、近隣の緑が失われていく。</li> <li>・農地の減少により、農の風景がなくなるとなると景観に関する問い合わせがあった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転用等に伴う農地の減少等に伴い、防災協力農地も減少傾向にあること。</li> <li>・防災協力農地に指定できざる農地が減少している。</li> <li>・大規模な農地の減少により、農業体験の場や防災機能の場が減少している。</li> <li>・相続等のタイミングにより、農地がドラッグストアや斎場等に転用される事例が散見され、農家から意見が寄せられている。</li> <li>・農地の減少に伴う防火・防災機能の低下</li> <li>・農地が少なくなることにより、農業体験の場も少なくなること</li> </ul>                               |

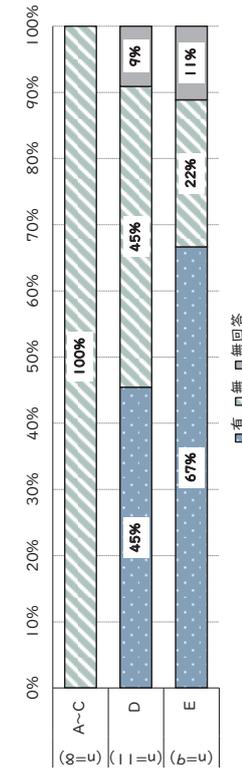
2) グループ別集計

農地の多面的機能が失われたことによって生じている困りごとに関しては、「有」と答えたのは市民の困りごと、行政の困りごとともに、DグループとEグループの自治体である。行政の困りごとに関しては、Eグループで「有」と回答した自治体が67%と高い割合となっている。

図表 92 (グループ別) 農地の多面的機能が失われたことによる市民の困りごとの有無



図表 93 (グループ別) 農地の多面的機能が失われたことによる行政の困りごとの有無



⑥ 自治体の範囲を超えた広域的な農地利用の状況

1) 全体集計

自治体の範囲を超えた広域的な農地利用の状況に関して、「貴自治体に居住する農業者が他自治体の農地を利用している(自治体間の連携・調整無)」「他自治体に居住する農業者が貴自治体の農地を利用している(自治体間の連携・調整無)」と回答した自治体はともに70%以上を占め、多摩地域の多くの自治体で広域的な農地利用があることが分かる。一方で、自治体間の連携・調整がある広域的な農地利用は少ない。

⑦ 2023 (令和5) 年4月1日の農地法改正以降、農地を所有していない市民が新たに農地を取得した事例の有無と、農地取得件数及び面積

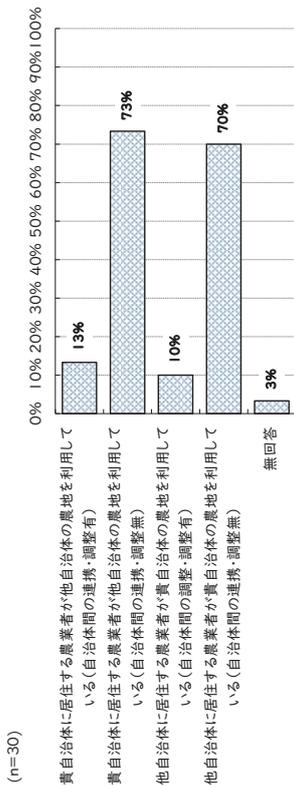
1) 全体集計

2023 (令和5) 年4月1日に農地法第3条が改正され農地取得の下限面積が撤廃されたことに伴い、本設問では農地法改正以降の農地取得事例の有無と、取得件数及び面積について尋ねた。農地法改正以降の農地取得事例について「有」と回答した自治体は33.3%であった。農地取得件数は図表 97 のとおりである。「1~5件」と回答した自治体が42%と多いが、最大では23件という回答もみられた。図表 98 は農地取得の合計面積を示している。「0~20a」「20~40a」の割合が合計で42%を占めるが、最大では155aという回答もみられた。

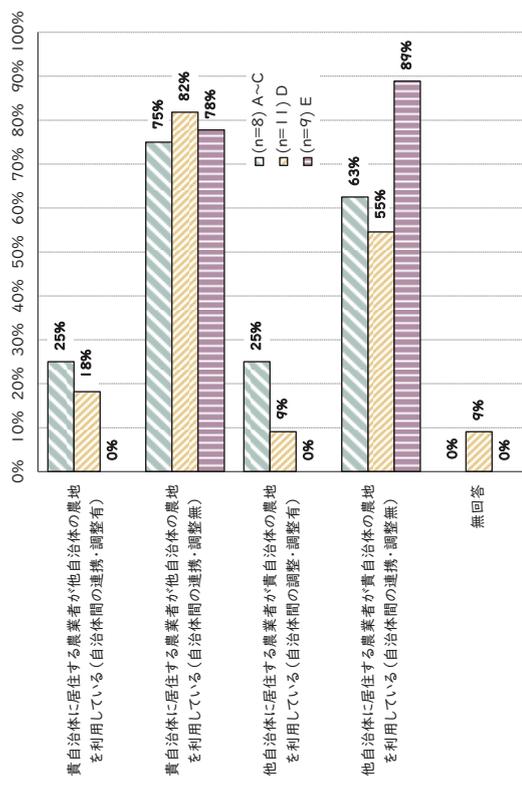
2) グループ別集計

いずれの地域においても「貴自治体に居住する農業者が他自治体の農地を利用している(自治体間の連携・調整無)」と「他自治体に居住する農業者が貴自治体の農地を利用して(自治体間の連携・調整無)」と回答した自治体は50%以上を占めている。Eグループでは「他自治体に居住する農業者が貴自治体の農地を利用して(自治体間の連携・調整無)」の割合が89%と高い。また自治体間の連携・調整がある広域的な農地利用はA~Cグループでやや高い傾向がみられる。

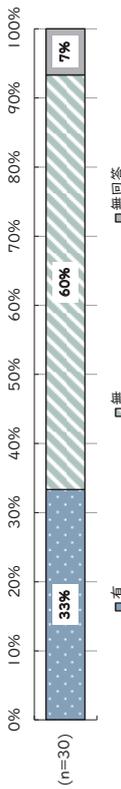
図表 94 広域的な農地利用の状況



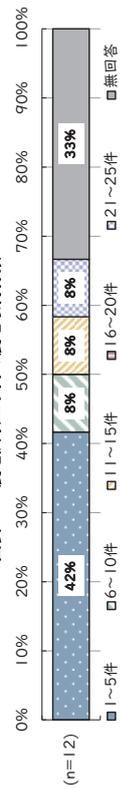
図表 95 (グループ別) 広域的な農地利用の状況



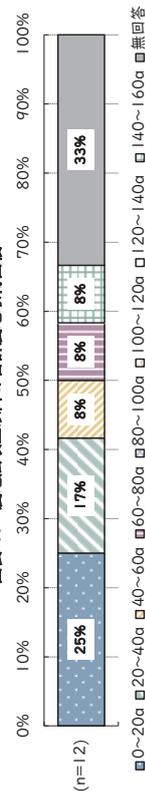
図表 96 農地法改正以降の農地取得事例の有無



図表 97 農地法改正以降の農地取得件数



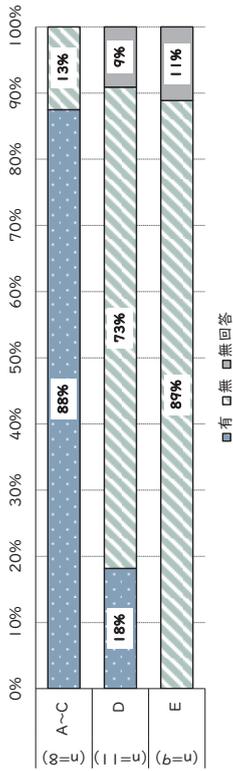
図表 98 農地法改正以降の合計農地取得面積



2) グループ別集計

A~Cグループでは農地法改正以降の農地取得事例について「有」と回答した自治体が88%と高い。農地法改正以降、市街化調整区域農地の多い地域で農地取得が進んでいる様子がうかがえる。

図表 99 (グループ別) 農地法改正以降の農地取得事例の有無

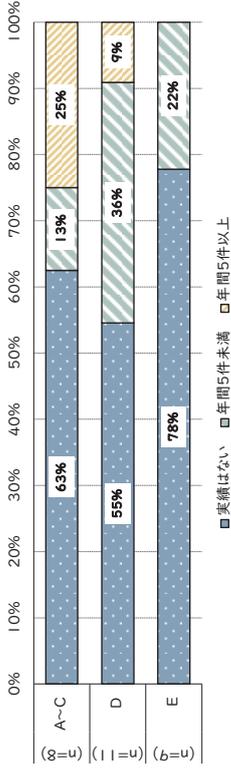


⑧ 過去5年間に於いて農業委員会による農地の質貸借転貸を行った件数(1年間当たり)の平均(件数)

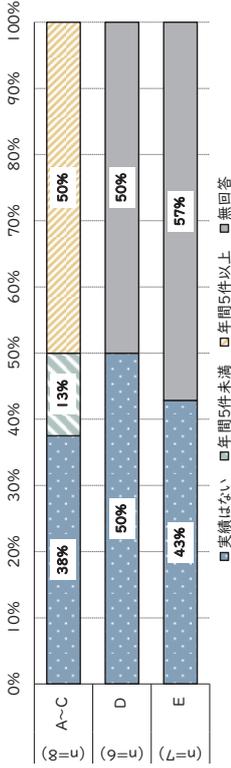
1) 全体集計

過去5年間に於ける農地の質貸借転貸の実績に関して、市街化区域内については「実績はない」と回答する自治体が64%と過半を占めている。市街化区域以外の農地についても、「実績はない」「無回答(分からない)」と回答する自治体が73%であった。

図表 101 (グループ別) 農業委員会による市街化区域の農地の質貸借転貸実績



図表 102 (グループ別) 農業委員会による市街化区域以外の農地の質貸借転貸実績



⑨ 農地利用に関する意向・問い合わせを受けた経験の有無とその主体

1) 全体集計

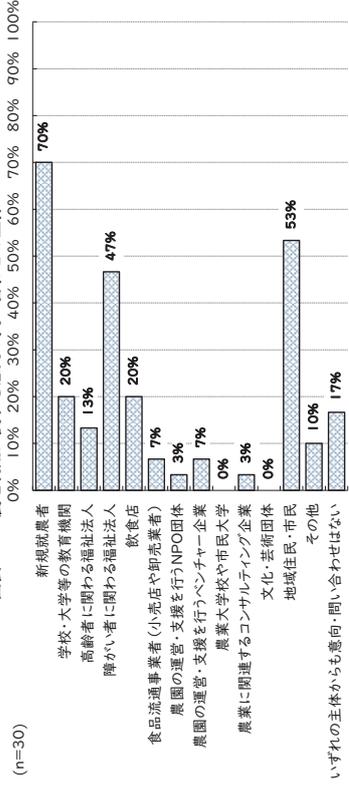
これまで、農地所有者以外の主体から都市農地の利用(売買、賃借等の制度を問わず)の意向や問い合わせを受けた経験の有無に関して、「新規就農者」が70%、「障がい者」に関わる福祉法人」が47%、「飲食店」が53%と高い。一方で、「学校・大学等の教育機関」「飲食店」についても意向・問い合わせが認められる。

注釈) 市街化区域の集計については市街化区域を持たない自治体を、市街化区域以外の集計については市街化区域以外を持たない7自治体を除外している。

2) グループ別集計

質貸借を行った件数をグループ別にみると、A~Cグループでは市街化区域の農地、市街化区域以外の農地ともに「年間5件以上」と回答した割合が他の地域に比べて高く、農業生産規模の大きい地域で転貸の実績が豊富である様子がうかがえる。

図表 103 農地利用に関する意向・問い合わせの主体

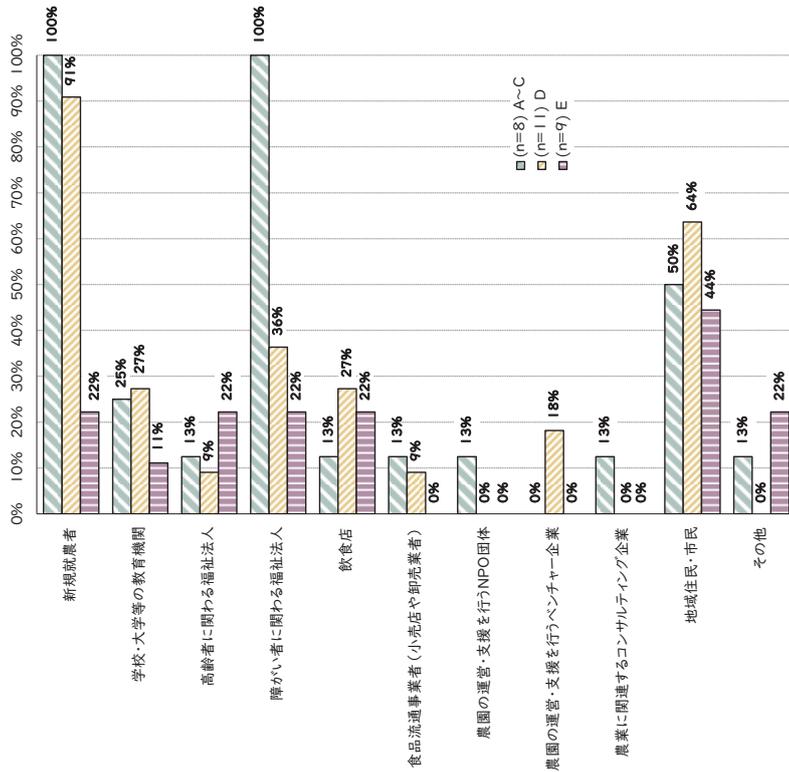


2) グループ別集計

「新規就農者」からの意向・問い合わせはA~CグループとDグループで多く、「障がい

者に関わる福祉法人」からの意向・問い合わせはA～Cグループで多い傾向が確認できる。

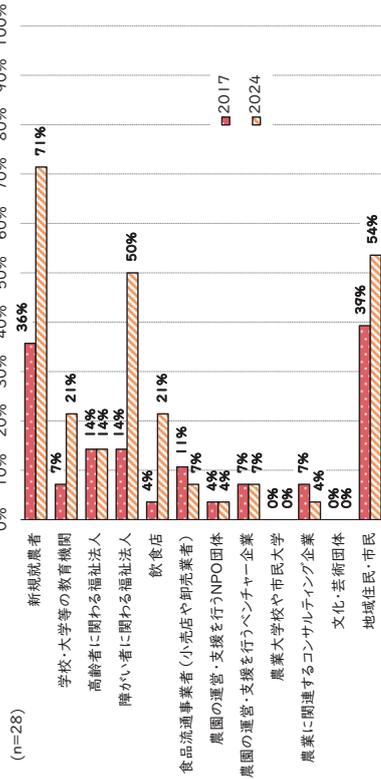
図表 104 (グループ別) 農地利用に関する意向・問い合わせの主体



3) 2017 (平成29) 年度調査との比較

図表 105 は農地利用に関する意向・問い合わせの主体について2017 (平成29) 年度調査と2024 (令和6) 年度調査の結果を比較したものである。「新規就農者」「障がい者」に関わる福祉法人は意向・問い合わせの割合が大きく増加している。また「学校・大学等の教育機関」「飲食店」「地域住民・市民」についても意向・問い合わせが増加していることが分かる。

図表 105 (2017年との比較) 農地利用に関する意向・問い合わせの主体



⑩ 農地利用に関する意向・問い合わせの主体及び所在

図表 106 は⑨で各主体から意向・問い合わせを受けた自治体に、各主体の所在について尋ねた結果である。例えば、「新規就農者」から意向・問い合わせを受けた自治体のうち、「自治体内」の「新規就農者」から意向・問い合わせを受けた自治体は16、「自治体外」の「新規就農者」から問い合わせを受けた自治体は7であった。「自治体内」からの問い合わせを受けた自治体は7であった。「自治体内」からの問い合わせが多いが、「食品流通事業者」「農園の運営・支援を行うNPO団体」「農園の運営・支援を行うベンチャー企業」のように「自治体外」からの意向・問い合わせの主体も存在する。

図表 106 意向・問い合わせを受けた主体とその所在

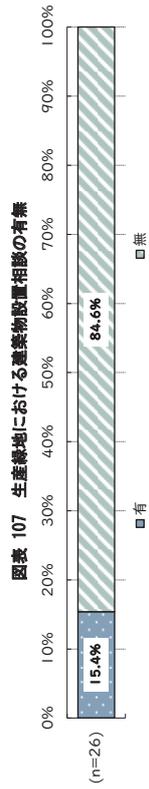
| 意向・問い合わせを受けた主体     | 総数 | 自治体内 | 自治体外 | 不明 |
|--------------------|----|------|------|----|
| 新規就農者              | 21 | 16   | 7    | 2  |
| 学校・大学等の教育機関        | 6  | 6    | 1    | 0  |
| 高齢者に関わる福祉法人        | 4  | 2    | 0    | 1  |
| 障がい者に関わる福祉法人       | 14 | 9    | 3    | 0  |
| 飲食店                | 6  | 3    | 2    | 0  |
| 食品流通事業者(小売店や卸売業者)  | 2  | 0    | 2    | 0  |
| 農園の運営・支援を行うNPO団体   | 1  | 1    | 0    | 0  |
| 農園の運営・支援を行うベンチャー企業 | 2  | 0    | 2    | 0  |
| 農業に関連するコンサルティング企業  | 1  | 0    | 1    | 0  |
| 地域住民・市民            | 16 | 15   | 6    | 2  |
| その他                | 3  | 2    | 0    | 0  |

注釈) 「その他」の主体の内訳は、農業外の事業を行う企業、警察署等である。

⑪ 生産緑地における建築基準法第 48 条に基づく建築物の設置に関する許可案件の相談の有無

1) 全体集計

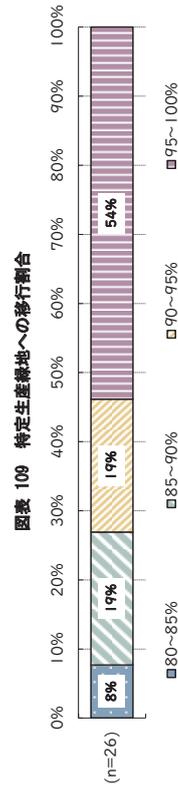
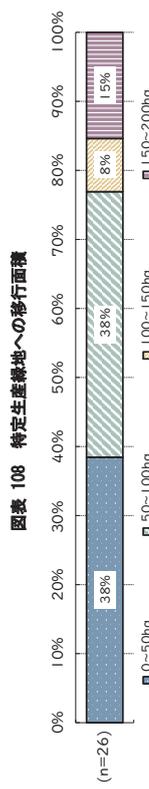
生産緑地における建築物設置相談があったと回答した自治体は 11.5%と少ない。相談があった建築物の種類としては、農業用倉庫が挙げられた。



⑫ 2023 (令和 5) 年度までに指定後 30 年を迎えた生産緑地のうち、特定生産緑地に移行した面積と比率

1) 全体集計

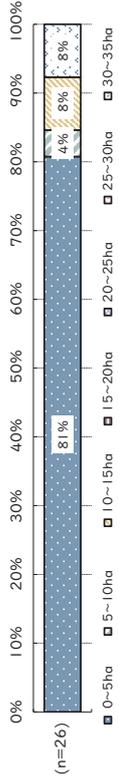
指定後 30 年を迎えた生産緑地の特定生産緑地への移行面積を図表 108 に示す。移行面積は「0~50ha」「50~100ha」と回答した自治体が 76%を占める。また回答されたうちで最小の面積は 5.65haであった。図表 109 は指定後 30 年を迎えた生産緑地の特定生産緑地への移行割合を示している。いずれの自治体も 80%以上と回答しており、特定生産緑地への移行が進んでいることが確認できる。



⑬ 2022 (令和 14) 年度までに指定後 30 年を迎える生産緑地の面積 (2023 (令和 5) 年度までに特定生産緑地に移したものを除く)

2032 (令和 14) 年度までに指定後 30 年を迎える生産緑地の面積については 81%の自治体が「0~5ha」と回答しているが、中には 30ha を超える自治体もみられる。

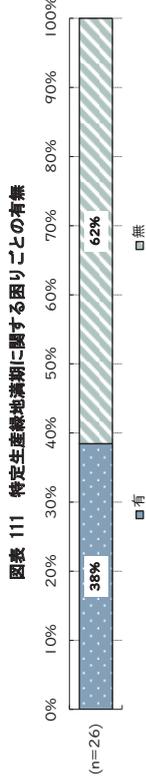
図表 110 2032年度までに指定後30年を迎える生産緑地面積



⑭ 2032 (令和 14) 年から生じる特定生産緑地の満期に関する困りごとの有無

1) 全体集計

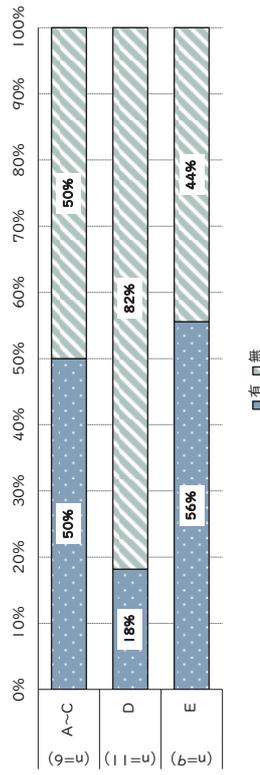
2032 (令和 14) 年から順次生じることが見込まれる特定生産緑地の満期に関する困りごとについては、38.5%の自治体が「有」と回答した。



2) グループ別集計

特定生産緑地の満期に関する困りごとが「有」と回答した自治体は A~Cグループと Eグループでは 50%以上を占める。また困りごとの概要としては、特定生産緑地の継続手続に関する事務手続の業務負担や、生産緑地の減少に関する懸念が挙げられた。

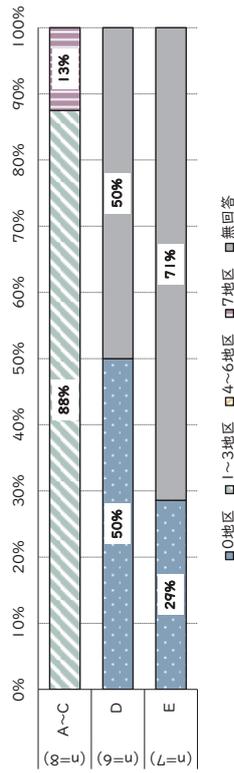
図表 112 (グループ別) 特定生産緑地満期に関する困りごとの有無



2) グループ別集計

地区計画の策定を予定している地区数について1地区以上と回答したのは他の地域と比べて市街化調整区域の農地を多く有するA~Cグループの自治体のみである。

図表 115 (グループ別) 地域計画の策定を予定している地区数

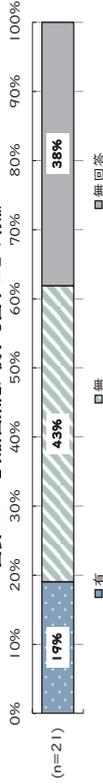


⑩ 地域計画策定に関する困りごとの有無

1) 全体集計

地域計画策定に関する困りごとについて「有」と回答した自治体は19%と少ない。

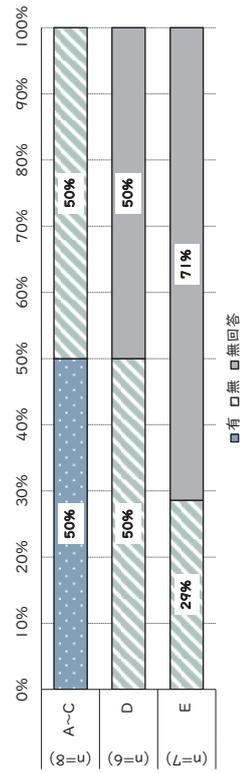
図表 116 地域計画策定に関する困りごとの有無



2) グループ別集計

地域計画策定に関する困りごとについて「有」と回答したのはA~Cグループの自治体のみである。⑩で1地区以上の地域計画策定を予定していると回答したA~Cグループの自治体で課題感があることが確認できる。

図表 117 (グループ別) 地域計画策定に関する困りごとの有無



図表 113 特定生産緑地満期に関する困りごとの概要

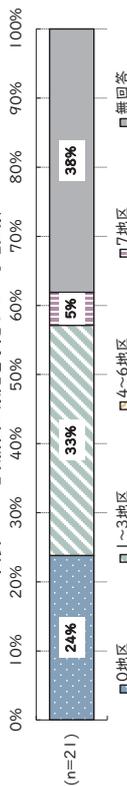
|         |   |
|---------|---|
| A~Cグループ | <ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地においても、市街化調整区域並みの農地保全策や農業の高収益化、また農業者の確保などが必要であると考えている。</li> <li>指定から30年を迎える生産緑地と特定生産緑地の指定から10年を迎える生産緑地の混在により、事務が複雑・煩雑となる懸念される。</li> <li>2032年以降、特定生産緑地指定から10年経過及び生産緑地地区指定から30年経過の更新が重なることへの円滑な対応。</li> </ul>  |
| Dグループ   | <ul style="list-style-type: none"> <li>2032年に向けた特定生産緑地の制度改正や法改正等の有無によって、農家や庁内部署にもれなく説明する必要がある。</li> <li>農地の減少。</li> <li>手続きが煩雑で業務の負担になっている。</li> </ul>  |
| Eグループ   | <ul style="list-style-type: none"> <li>10年間は頑張ろうと特定生産緑地へ移行したものの、生産者の高齢化や相続対策等に伴い、さらに10年は継続しないというケースが増加すると想定される。</li> <li>継続手続きの負担増、農業従事者高齢化による生産緑地の減少</li> <li>任意様式であるものの国土交通省作成の「特定生産緑地指定の手引き」に掲載されている様式例で示している表「特定生産緑地指定及び解除」において、2回目指定の特定生産緑地を区別する必要があるのか、判断が困っている。</li> <li>特定生産緑地の減少。</li> <li>特定生産緑地の満期前の事務手続き等の引継ぎ。</li> </ul> |

⑮ 地域計画の策定を予定している地区数

1) 全体集計

市街化調整区域を有する21自治体のうち、地域計画の策定を予定している地区数は「1~3地区」が33%と最も多く、次いで「0地区」が24%であった。中には「8地区」という回答もみられた。

図表 114 地域計画の策定を予定している地区数



## 2. (参考) 多摩地域自治体アンケート調査票

### 企画部局向け調査票

はじめに真自治体名をお伺いします。

|     |       |
|-----|-------|
| 回答欄 | 真自治体名 |
|-----|-------|

※以下の設問には、**全庁的な視点**(企画調整ご担当課)でご回答をお願いします。  
**真自治体の各政策分野への「農地・農業」の活用可能性についてお伺いします。**

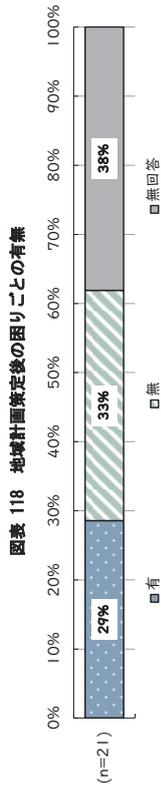
| 問1 | 「農地・農業」を活用する政策分野                 | 「農地・農業」を活用した取組例(イメージ)<br>※複数自治体の取組や民間の取組を参考に物示しています。 | 実施状況・意向 |
|----|----------------------------------|--|---------|
| 1  | 教育・子育て                           | 例) 学校給食への農産物供給、食育の推進、学童農園の設置                         |         |
| 2  | 文化・芸術・スポーツ                       | 例) 食文化・郷土料理の普及、伝統的生活の継承                              |         |
| 3  | 障がい者福祉                           | 例) 障がい者の農業就労、農作業を通じたリハビリテーション                        |         |
| 4  | 高齢者福祉・介護                         | 例) 高齢者の生きがいづくり、介護予防農園での農園活用                          |         |
| 5  | 健康・医療                            | 例) 健康づくり、うつ病患者の社会復帰のための農園設置                          |         |
| 6  | 商工・観光                            | 例) 観光農園やアグリツーリズムの発展、農地内の交流スペースの設置                    |         |
| 7  | 環境                               | 例) 生きこみ堆肥化と資源循環、農地地帯による輸送エネルギーの削減                    |         |
| 8  | 防災・安全、自然・生態系保全                   | 例) 緑地・景観形成、農地を含めた緑の連続性・生態系ネットワークの維持                  |         |
| 9  | 都市風貌整備(住宅、インフラ等)                 | 例) 農園活用による公営住宅のニューラルコミュニティ活性化                        |         |
| 10 | 交通・物流                            | 例) 地産地消の通所設置や流通拠点整備                                  |         |
| 11 | 防犯・減災                            | 例) 災害時の避難場所や食料供給場所として整備                              |         |
| 12 | デジタルテクノロジー・プログラミング               | 例) 加工品等による地域の知名度向上・ブランド化                             |         |
| 13 | その他(具体的に回答ください) ※特になし場合はご記入不要です。 |  |         |

| 実施状況・意向の【選択肢】 |                        |
|---------------|------------------------|
| 1             | 既に実施しており、取り組みの拡充を予定    |
| 2             | 既に実施しており、今後も継続予定       |
| 3             | 関係部局との調整は終了し、実行に移す段階   |
| 4             | 具体的な実行に向け、関係部局と調整中     |
| 5             | 具体的には決定していないが、関係部局と協議中 |
| 6             | 検討はしていないが、今後取り組みでみたい   |
| 7             | 検討する予定や取り組み予定はない       |
| 8             | その他(具体的に回答ください)        |

① 地域計画を策定した後、次年度以降に想定される目標達成に向けた困りごとの有無

### 1) 全体集計

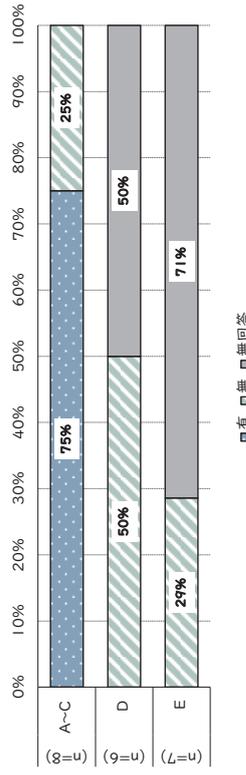
地域計画策定後に想定される目標達成に向けた困りごとについて「有」と回答した自治体は、28.6%であった。



### 2) グループ別集計

地域計画策定後に想定される困りごとについて「有」と回答したのは、⑥の地域計画策定に関する困りごとと同様にA~Cグループの自治体のみであり、その割合は75%と高い。市街化調整区域の農地を多く有する地域では地域計画に関する課題感があることが確認できる。

図表 119 (グループ別) 地域計画策定後の困りごとの有無



農業振興部局向け調査票

はじめに貴自治体の概要についてお伺いします。

|     |       |
|-----|-------|
| 回答欄 | 貴自治体名 |
|-----|-------|

※続く設問は、農業振興に係るご担当課の方にご回答をお願いいたします。

1. 貴自治体の農業振興施策についてお伺いします。

問1 農業振興に関する現行計画を有していますか、有している場合はその計画名と策定年次および計画期間をご回答ください。

|     |     |            |    |            |
|-----|-----|------------|----|------------|
| 回答欄 | 計画名 | 策定年次<br>西暦 | 年度 | 計画期間<br>年間 |
|-----|-----|------------|----|------------|

|     |         |     |            |    |            |
|-----|---------|-----|------------|----|------------|
| 回答欄 | 現行計画の有無 | 計画名 | 策定年次<br>西暦 | 年度 | 計画期間<br>年間 |
|-----|---------|-----|------------|----|------------|

問2 現行計画に位置付けられた農業振興施策のうち、農業振興分野以外の政策分野と連携して実施している施策はありますか。以下の各地域分野のうち、連携して実施しているもの全てに○を記入ください。  
※その他の政策分野との連携がある場合は具体的に2回答ください。特にない場合はご記入不要です。

| 「農地・農業」と連携する政策分野      | 「農地・農業」を活用した施策例(イメージ)<br>※複数自治体の取組や民間の取組を参考に物示しています。 | 連携の有無 |
|-----------------------|--|-------|
| 1 教育・子育て              | 例) 学校給食への農産物供給、食育の推進、学習農園の設置                         |       |
| 2 文化・芸術・スポーツ          | 例) 食文化、郷土料理の普及、伝統的生活の継承                              |       |
| 3 障がい者福祉              | 例) 障がい者の農業就労、農作業を通じたリハビリテーション                        |       |
| 4 高齢者福祉・介護            | 例) 高齢者の生きがいづくり、介護予防事業のための農園活用                        |       |
| 5 健康・医療               | 例) 健康づくり、うつ病患者の社会復帰のための農園設置                          |       |
| 6 障工・障児               | 例) 障がい者やアグリツーリズムの実施、農地内の交流スペースの設置                    |       |
| 7 環境                  | 例) 緑地・景観形成、農地を含めた緑の連続性・生息環境の維持                       |       |
| 8 農林保全、自然・生態系保全       | 例) 農地活用による公益住宅のリニューアルやコミュニケーション活性化                   |       |
| 9 都市基盤整備(住宅、インフラ等)    | 例) 農地活用による農産物直売所や交流拠点整備                              |       |
| 10 交通・物流              | 例) 農地活用による農産物直売所や交流拠点整備                              |       |
| 11 防災・減災              | 例) 災害時の避難場所や食料供給場所として整備                              |       |
| 12 シティプロモーション・ブランディング | 例) 加工品等による地域の知名度向上、ブランド化                             |       |
| 13                    | その他(具体的に2回答ください) ※特にない場合はご記入不要です。                    |       |

問2 全伊始または複数部局の連携・協働により「農地・農業」を活かした施策を実施していくにあたって生じる(生じ得る)困りごとはあれば、その概要をご記入ください。

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 回答欄 | 困りごとの有無 | 困りごとの概要 |
|-----|---------|---------|

※続く設問は、農業振興に係るご担当課の方にご回答をお願いいたします。

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 回答欄 | 困りごとの有無 | 困りごとの概要 |
|-----|---------|---------|

貴自治体の縁(農業を含む)の保全についてお伺いします。

問3 貴自治体では縁(農業を含む)の保全に関する条例、憲章、宣言等を制定していますか。制定している場合は、下記回答欄で有(無)を選択の上、条例、憲章、宣言等の名称をご記入ください。  
※縁の基本計画等、縁の保全に関する分野別計画は含みません。

|     |              |              |
|-----|--------------|--------------|
| 回答欄 | 条例、憲章、宣言等の有無 | 条例、憲章、宣言等の名称 |
|-----|--------------|--------------|

|     |              |              |
|-----|--------------|--------------|
| 回答欄 | 条例、憲章、宣言等の有無 | 条例、憲章、宣言等の名称 |
|-----|--------------|--------------|

ご回答いただいた方の連絡先についてご入力ください。

|        |  |
|--------|--|
| 所属部署   |  |
| お名前    |  |
| 電話番号   |  |
| E-mail |  |

以上でアンケートは終了です。ご多用の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。

2. 自治体における農地・農業に関する課題と活用意向についてお伺いします。

問3 自治体における「農地・農業」に関する困りごとについて当てはまるものを全てに○を記入ください。また、そのうち農業者の立場から特に重要な困りごととなつているものを最大3つまで選択し、☆を記入ください。※その他の課題がある場合は具体的に回答ください。特にない場合はご記入不要です。

| 困りごとの分類                   | 困りごと<br>(全て) | 特に重要な困りごと<br>(最大3つ) |
|---------------------------|--------------|---------------------|
| 農業経営 営農支援                 |              |                     |
| 1 農業経営 営農支援               |              |                     |
| 2 地場農産物の販路・売り先の確保         |              |                     |
| 3 担い手の確保・育成               |              |                     |
| 4 生産・加工技術支援               |              |                     |
| 5 自然環境の変化への適応             |              |                     |
| 6 土地利用のゾーニング・集約化          |              |                     |
| 7 農地保全(遊休化・減少への対応)        |              |                     |
| 8 農地保全(権利拒入への対応)          |              |                     |
| 9 多面的機能の発揮                |              |                     |
| 10 地産地消推進(流通の仕組みづくり)      |              |                     |
| 11 地域内就業推進                |              |                     |
| 12 農地・農業の周知・認知度向上         |              |                     |
| 13 農地・農業に対する住民からの情報の予防・対応 |              |                     |
| 14 その他(具体的に回答ください)        |              |                     |
|                           |              | 0                   |

\*選択した課題の数  
(1-3となるようにしてください)

問4 自治体における農業振興や各種課題の解決に向けて、農地の多面的な機能のうち、特に活用したい機能について、具体的に検討している施策があれば、「農地の名称(仮称)と農地推進上の困りごと」を記入ください。※その他の課題・活用したい機能がある場合は具体的に回答ください。特にない場合はご記入不要です。

| 機能の分類                            | 活用の狙点                                       | 活用したい機能<br>(最大3つ) | 農地の名称(仮称) | 農地推進上の困りごと |
|----------------------------------|---|-------------------|-----------|------------|
| 1 新鮮な農産物の供給                      | 地産地消など安心な産品への活用<br>豊かな食文化の継承に活用             |                   |           |            |
| 2 教育・生涯学習機会の提供                   | 学校給食への地場農産物の活用(食育)への活用<br>教科書用・環境学習等への活用    |                   |           |            |
| 3 農業者体験・交流活動の場                   | ワークショップ(農家公開の開催)として活用<br>趣味レクリエーションの場としての活用 |                   |           |            |
| 4 心安らぐ憩い空間                       | 福祉事業や健康づくりの場として活用<br>歴史・文化の発信に活用            |                   |           |            |
| 5 災害時の防災空間                       | 災害予防、災害応急対応、災害復旧への活用                        |                   |           |            |
| 6 国土・環境の保全                       | 生物の生息環境として活用<br>健全な水循環への活用                  |                   |           |            |
| 7 住環境の魅力創出・発信                    | 自然と調和した住環境づくりとして活用<br>観光地としての魅力発信やPRに活用     |                   |           |            |
| 8 地域産業の振興                        | 農業者との連携による新産業創出に活用<br>観光地としての魅力発信やPRに活用     |                   |           |            |
| その他(具体的に回答ください) ※特にない場合はご記入不要です。 |   |                   |           |            |
|                                  |   | 0                 |           |            |

\*選択した機能の数  
(1-3となるようにしてください)

問5 自治体における農地の活用等で解決したケースにおいて、農地の多面的機能が実現したことにより生じている「市民や行政の困りごと」があればその概要をご記入ください。(市民の困りごとの例)  
農地の消滅により、近隣住民から「まちの潤い、憩いの場が薄くなり、住みにくくなった」という苦情が市役所に寄せられた。  
(行政の困りごとの例)  
東京都の農地を再し、防災性の維持・向上を図るべき地域において近年大規模な農地が宅地化してしまい、防災能力農地に指定できる農地がなくなつてしまつた。

| 困りごとの分類 | 困りごとの内容 | 農地の多面的機能が実現したことにより生じている困りごとの概要 |
|---------|---------|--------------------------------|
| 市民      |         |                                |
| 行政      |         |                                |

細く質問は、生産緑地を有する自治体のみが対象です。  
生産緑地を有していない場合は「5. 地域計画の策定について」のシートにお進みください。

4. 貴自治体の生産緑地および特定生産緑地についてお伺いします。

問10 貴自治体の生産緑地において、建築基準法第48条ただし書に基づく建築物(トイレ・倉庫等)の設置に関する許可条件の相違はございますかある場合は、設置の相違があった建築物の種類・数、設置目的、またそれに伴う貴自治体の対応を分かる範囲でご記入ください。

|       |               |         |
|-------|---------------|---------|
| 相違の有無 | 建築物の種類・数・設置目的 | 貴自治体の対応 |
| 回答欄   |               |         |

問11 貴自治体の、2023(令和5)年度までに指定後30年を迎えた生産緑地のうち、特定生産緑地に移行した面積と比率をご記入ください。2023(令和5)年度までに指定後30年を迎える見込みの生産緑地の面積もご記入ください。(2023年度までに既に特定生産緑地に移行した面積は1ha(△クワール)△100a(アール)としてha(アール)単位でご記入ください。

|   |    |    |
|---|----|----|
| 2023(令和5)年度までに指定後30年を迎えた生産緑地の特定生産緑地への移行 | 面積 | 比率 |
| 回答欄                                     | ha | %  |
| 2023(令和5)年度までに指定後30年を迎える見込みの生産緑地        | ha |    |

問12 特定生産緑地の満期が2032(令和14)年から順次生じることが見込まれますが、現時点で想定している期日ことや、その対応をすることをあたって期日したいことがあればその概要をご記入ください。

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 回答欄 | 期日したいこと | 期日したいこと |
|     | 限りこと    | 限りこと    |
|     | 限りこと    | 限りこと    |

3. 貴自治体の農地利用と賃貸借についてお伺いします。

貴自治体の順地を越えた法的な農地利用の状況について、当てはまるもの全てに○をご記入ください。上記3つの選択肢を満した場合は、当該農地利用の実現に向けた自治体間の連携・調整の概要についてご記入ください。

|  |               |
|--|---------------|
| 農地利用の状況                                    | 自治体間の連携・調整の概要 |
| 1 貴自治体に居住する農業者が他自治体の農地を所有している(自治体間の連携・調整有) |               |
| 2 貴自治体に居住する農業者が他自治体の農地を所有している(自治体間の連携・調整有) |               |
| 3 他自治体に居住する農業者が貴自治体の農地を所有している(自治体間の連携・調整有) | 回答欄           |
| 4 他自治体に居住する農業者が貴自治体の農地を所有している(自治体間の連携・調整有) |               |

問7 2023(令和5)年4月1日の農地法改正以後、農地を所有していない市民が新たに農地を取得した事例はありますか。ある場合は分かる範囲で件数と合計面積をご記入ください。分からない場合はご記入不要です。  
※面積は1ha(△クワール)△100a(アール)としてha(アール)単位でご記入ください。

|       |    |        |
|-------|----|--------|
| 事例の有無 | 件数 | 合計面積   |
| 回答欄   | 件  | a(アール) |

問8 過去5年間に於いて農業者による農地の買取りを行った件数(1年前あたりの平均件数)を市街化区域、それ以外(市街化区域以外)について、それぞれ当てはまるものを1つ選び、○をご記入ください。

|          |                     |                    |
|----------|---------------------|--------------------|
|          | 市街化区域<br>(↓下記のうち1つ) | それ以外<br>(↓下記のうち1つ) |
| 1 実績はない  |                     |                    |
| 2 年間5件未満 |                     |                    |
| 3 年間5件以上 |                     |                    |

問9 これまで、農地所有者以外の主体から、農地の利用(租賃、賃借のいずれかを問わず)の意向や問い合わせを受けた経験はありますか。意向・問い合わせを受けた主体全てに○をご記入ください。また、それらの問い合わせを受けた主体について、当てはまるものを全て○をご記入ください。  
※その他に意向・問い合わせを受けた主体がある場合は具体的に回答ください。特になし場合はご記入不要です。

|                       |       |                       |
|-----------------------|-------|-----------------------|
| 主体                    | 意向の有無 | 意向・問い合わせを受けた主体の所在(全て) |
| 1 新規農業者               | 貴自治体内 | 貴自治体外                 |
| 2 学校・大学等の教育機関         |       | わからない                 |
| 3 農業者に預ける福祉法人         |       |                       |
| 4 障がい者に預ける福祉法人        |       |                       |
| 5 旅館等                 |       |                       |
| 6 食品流通事業者(小売店・卸売業者)   |       |                       |
| 7 農地の賃貸・交換を行うNPO団体    |       |                       |
| 8 農地の賃貸・交換を行うベンチャー企業  |       |                       |
| 9 農事大学や町民大学           |       |                       |
| 10 農地に隣接するコンサルティング企業  |       |                       |
| 11 文化・芸術団体            |       |                       |
| 12 地域住民・市民            |       |                       |
| 13 その他(具体を下記にご回答ください) |       |                       |

続く説明は、市街化調整区域農地を有する自治体のみが対象です。  
市街化調整区域農地を有していない場合は、『6. 依頼』のシートにお進みください。

5. 貴自治体の地域計画の策定についてお伺いします。

問13 貴自治体で地域計画を策定予定(策定済を含む)の地区数を記入ください。

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 回答欄 | 地域計画の策定を予定している地区数<br>地区 |
|-----|-------------------------|

問14 貴自治体において、地域計画の策定にあたっての困りごとがあればその概要をご記入ください。

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 回答欄 | 困りごとの有無<br>困りごとの概要 |
|-----|--------------------|

問15 本年度中に地域計画を策定した後、次年度以降に想定される目標達成に向けた困りごとがあればその概要をご記入ください。

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 回答欄 | 困りごとの有無<br>目標達成に向けた困りごとの概要 |
|-----|----------------------------|

6. 依頼

1 農振振分野の計画策定等の機会に、農家や市民への意向調査結果が整理された資料があれば電子データをご提供をいただくことは可能でしょうか。  
(報告書に引用させていただく場合に、ご提供をお願いします。)

|     |             |
|-----|-------------|
| 回答欄 | 電子データご提供の可否 |
|-----|-------------|

2 ご紹介いただく農業者とは、主に以下のテーマについて自由な意見交換を考慮しております。  
・農地および農業に対する地域住民の方の理解づくり  
・農地の相続において農地減少を抑制する取組について  
・農地の保全に向けた農地賃貸借の円滑化について  
・地産地消を促進する流通の仕組みづくりについて  
・農地および農業の多面的機能の発揮について

|     |            |
|-----|------------|
| 回答欄 | 農業者のご紹介の可否 |
|-----|------------|

ご回答いただいた方の連絡先についてご入力ください。

|         |  |
|---------|--|
| 所属部署・役職 |  |
| お名前     |  |
| 電話番号    |  |
| E-mail  |  |

以上でアンケートは終了です。ご多用の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。